

令和7年度答申第1号  
令和7年4月11日

諮問番号 令和6年度諮問第103号（令和7年3月10日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係るアフターケア手帳の  
不交付決定に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項1号に掲げる社会復帰促進等事業としてのアフターケア（以下「アフターケア」という。）に係るアフターケア手帳の交付申請（以下「本件交付申請」という。）をしたところ、A労働局長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人はアフターケアの対象者に該当しないとして、アフターケア手帳を不交付とする決定（以下「本件不交付決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令等の定め

- （1）労災保険法29条1項は、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができると規定し、同項1号には、療養に関する施

設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害を被った労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業が掲げられている。

そして、労災保険法29条2項は、前項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、厚生労働省令で定めると規定している。

- (2) 上記(1)の委任を受けて、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険法施行規則」という。)24条は、労災保険法29条1項1号に掲げる事業として、義肢等補装具費の支給、外科後処置、労災はり・きゆう施術特別援護措置、アフターケア、アフターケア通院費の支給、振動障害者社会復帰援護金の支給及び頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護を行うものとするとして規定し、労災保険法施行規則28条1項は、上記の「アフターケア」は、障害補償給付、複数事業労働者障害給付又は障害給付の支給の決定を受けた者のうち、厚生労働省労働基準局長が定める要件を満たす者等に対し、保健上の措置として診察、保健指導その他健康の確保に資するものとして厚生労働省労働基準局長が定める措置を行うものとし、当該者に対してアフターケア手帳を交付するものとするとして規定している。

そして、労災保険法施行規則28条2項は、前項に定めるもののほか、アフターケアに関し必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が定めると規定している。

- (3) 上記(2)の委任を受けて発出された平成19年4月23日付け基発第0423002号厚生労働省労働基準局長通達「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の制定について」の別添「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領」(令和6年3月25日付け基発0325第3号厚生労働省労働基準局長通達による改正後のもの)は、アフターケアの実施について、次のとおり定めている。

ア 対象傷病

対象傷病は、「外傷による末梢神経損傷」等の20種類の傷病とする。

イ 対象者

対象者は、別紙の「傷病別アフターケア実施要綱」(以下「傷病別実施要綱」という。)に定めるところによる。

ウ 措置範囲

アフターケアの予防その他の保健上の措置の範囲は、次の事項について

傷病別実施要綱に定めるところによる。

- (ア) 診察
- (イ) 保健指導
- (ウ) 保健のための処置
- (エ) 検査

#### エ アフターケア手帳

(ア) アフターケア手帳の新規交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、アフターケア手帳交付申請書を事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄労働局長」という。）に提出しなければならない。

(イ) 所轄労働局長は、アフターケア手帳交付申請書を受理したときは、その内容を検討の上、新規交付又は不交付の決定をし、「アフターケア手帳の（新規）交付・不交付決定通知書」により申請者に通知するとともに、新規交付決定をした者に対し、アフターケア手帳を交付する。

(4) 傷病別実施要綱の第13は、「外傷による末梢神経損傷に係るアフターケア」について、次のとおり定めている。

#### ア 趣旨

外傷により末梢神経を損傷した者にあつては、症状固定後においても末梢神経の損傷に起因する激しい疼痛等の緩和を必要とすることがあることに鑑み、アフターケアを行うものとする。

#### イ 対象者

アフターケアは、業務災害又は通勤災害による外傷により末梢神経損傷に起因し、症状固定後も複合性局所疼痛症候群（CRPS。反射性交感神経性ジストロフィー（RSD）又はカウザルギー）若しくは末梢神経障害性疼痛等の激しい疼痛が残存する者であつて、障害等級第12級以上の障害補償給付又は障害給付を受けている者又は受けると見込まれる者（症状固定した者に限る。）のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者に対して行うものとする。

ただし、末梢神経障害性疼痛等の激しい疼痛が残存する者については、傷病名に加え、末梢神経に損傷があることを医学的に判断できる場合、例えば、診断根拠として、手術所見、電気生理学的検査や画像所見等の他覚的所見により末梢神経損傷が確認できる場合や、疼痛の原因となった傷病

や療養の内容等から末梢神経が損傷されたことを医学的に判断できる場合にアフターケアを行うことができるものとする。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和4年1月31日、所属事業場のHSZプラントにおいて、乾燥機ボトム部の温度低下による粉閉塞を確認したため、上段ハンドホールを開放し、上段ダンパーを開状に固定し、閉塞除去作業をしていたところ、急に粉詰まりが解消され、大量の粉が落下したため、慌ててハンドホールを閉めようと手を伸ばしたところ、落下した粉（約50℃）が左手袖口内に入った（以下この事故を「本件事故」という。）。

（障害補償給付支給請求書）

- (2) 審査請求人は、本件事故により、「左上肢化学熱傷、左上肢肥厚性癬痕」と診断され、治療を受けた結果、令和6年3月15日に治癒（症状固定）したとして、同月28日付けで、B労働基準監督署長（以下「本件労基署長」という。）に対し、労災保険法12条の8第2項の規定に基づき、障害補償給付の支給請求をした。

（障害補償給付支給請求書、同請求書に添付の労働者災害補償保険診断書）

- (3) 本件労基署長は、令和6年4月12日、審査請求人に対し、審査請求人に残存する障害の障害等級は第14級の9に該当すると認定して、障害補償給付を支給する決定をした。

（調査結果復命書（令和6年4月11日付け）、年金・一時金支給決定一時金支払決議書）

- (4) 審査請求人は、令和6年7月24日、処分庁に対し、アフターケアの対象傷病を「外傷による末梢神経損傷」（対象傷病コード：14）として、アフターケア手帳の交付申請（本件交付申請）をした。

（アフターケア手帳交付申請書）

- (5) 処分庁は、令和6年9月18日付けで、審査請求人に対し、「傷病別アフターケア実施要綱に定められたいずれの対象傷病にも該当しないため」との理由を付して、外傷による末梢神経損傷に係るアフターケアのアフターケア手帳を不交付とする決定（本件不交付決定）をした。

（アフターケア手帳の新規交付申請に係る不交付決定通知書）

- (6) 審査請求人は、令和6年10月9日、審査庁に対し、本件不交付決定を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(7) 審査庁は、令和7年3月10日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

### 3 審査請求人の主張の要旨

神経痛がまだあり、外傷も症状が悪化していて定期的な通院がしたい。

アフターケア手帳の不交付の決定も実際に面談等はなく、書面だけの審査だったので、本人の実際の症状や意見を取り入れて審査してほしい。

したがって、本件不交付決定の取消しを求める。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

1 本件では、審査請求人が「外傷による末梢神経損傷に係るアフターケア」(以下「本件アフターケア」という。)の対象者に該当するか否かが問題となっている。

傷病別実施要綱に定められた本件アフターケアの対象者の要件としては、「業務災害又は通勤災害による外傷により末梢神経損傷に起因し、症状固定後も複合性局所疼痛症候群(CRPS。反射性交感神経性ジストロフィー(RSD)又はカウザルギー)若しくは末梢神経障害性疼痛等の激しい疼痛が残存する者であること(末梢神経障害性疼痛等の激しい疼痛が残存する者については、傷病名に加え、末梢神経に損傷があることを医学的に判断できる場合であること。)」(以下「要件1」という。 )、「要件1の傷病に関して障害等級第12級以上の障害補償給付又は障害給付を受けている者又は受けると見込まれる者(症状固定した者に限る。 )であること」(以下「要件2」という。 )、「医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者であること」(以下「要件3」という。 )の全てを満たす必要があるとされている。

2 これを本件についてみると、まず、要件1について、障害補償給付支給請求書添付の労働者災害補償保険診断書(以下「本件診断書」という。 )のとおり、審査請求人は業務災害により外傷を負ったことが認められる(上記第1の2の(1))が、末梢神経損傷は認められず、また、アフターケアの対象となる複合性局所疼痛症候群(CRPS。反射性交感神経性ジストロフィー(RSD)又はカウザルギー)若しくは末梢神経障害性疼痛等の傷病は認められないことから、要件1を満たしているとはいえない。

次に、要件2について、障害等級認定関係調査結果復命書(令和6年4月

1 1日付けB労働基準監督署労災・労働保険専門員作成。以下「本件復命書」という。) のとおり、障害等級第14級に該当していると認定されていることから、要件2には該当しない。

さらに、要件3について、審査請求人の主治医(本件診断書を作成した医師をいう。以下同じ。)は、本件診断書の「労災保険制度のアフターケアの必要性」欄を「無」と回答しており、医学的にアフターケアの実施が必要とは認められていないことから、要件3にも該当しない。

3 なお、審査請求人は、本人の症状や意見を取り入れた上で本件不交付決定の審査を行っていない旨主張しているが、審査請求人が主張する外傷についての症状や意見は、令和6年1月31日にC医院に受診した際の間診票(本件復命書別添。以下「本件間診票」という。)で確認しており、処分庁は、本件間診票及び本件診断書の内容を基に「局部に神経症状を残すもの」(第14級の9)をもって認定しているため、審査請求人の主張や意見を踏まえないまま当該審査を進めているという審査請求人の主張は当たらない。

4 以上によれば、審査請求人は、本件アフターケアの対象者に該当するとは認められない。

したがって、本件不交付決定に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

5 審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件不交付決定に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

### 第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件不交付決定の違法性又は不当性について

(1) 審査請求人は、処分庁に対し、アフターケアの対象傷病を「外傷による末梢神経損傷」(対象傷病コード:14)として、アフターケア手帳の交付申請(本件交付申請)をしている(上記第1の2の(4))。

(2) そこで、審査請求人が「外傷による末梢神経損傷」(本件アフターケア)の対象者に該当するか否かについて検討する。

ア 傷病別実施要綱の第13(上記第1の1の(4)のイ)によれば、本件アフターケアは、「業務災害又は通勤災害による外傷により末梢神経損傷に起

因し、症状固定後も複合性局所疼痛症候群（CRPS。反射性交感神経性ジストロフィー（RSD）又はカウザルギー）若しくは末梢神経障害性疼痛等の激しい疼痛が残存する者（末梢神経障害性疼痛等の激しい疼痛が残存する者については、傷病名に加え、末梢神経に損傷があることを医学的に判断できる場合であること。）」（要件1）であって、「障害等級第12級以上の障害補償給付又は障害給付を受けている者又は受けると見込まれる者（症状固定した者に限る。）」（要件2）のうち、「医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者」（要件3）に対して行うものとする」とされているから、要件1から要件3まで全て満たすことが必要であるということになる。

イ これを本件についてみると、審査請求人が提出した本件診断書によれば、「傷病名」は、「左上肢化学熱傷、左上肢肥厚性癩痕」であって、RSD（反射性交感神経ジストロフィー）及びカウザルギーに関する所見は記載されていないし、「障害の状態及びX P等の所見」は、「肥厚性癩痕あり、軽度痛みあり」であって、末梢神経が損傷されていることを確認することはできない。

そうすると、審査請求人は、要件1を満たしていないから、その余の要件について判断するまでもなく、「外傷による末梢神経損傷に係るアフターケア」の対象者に該当しない。

ウ なお、念のため、要件2及び要件3について検討すると、審査請求人に係る障害等級は第14級の9と認定されている（上記第1の2の（3））から、要件2を満たしていないし、審査請求人が提出した本件診断書によれば、主治医は、「労災保険制度のアフターケアの必要性」は「無」と記載しているから、要件3も満たしていない。

（3）審査請求人は、神経痛がまだあり、外傷も症状が悪化していて定期的な通院がしたい、アフターケア手帳の不交付決定も、実際に面談等はなく書面だけの審査だったので、本人の実際の症状や意見を取り入れて審査してほしいと主張する（上記第1の3）。

審査請求人は、本件労基署長に対して本件診断書を添付して障害補償給付の支払請求をし（上記第1の2の（2）、第2の2）、本件労基署長は、本件問診票及びこれが添付された本件復命書も参照した上で、審査請求人に係る障害等級を第14級の9と認定したものであるが（上記第1の2の（3）、第2の2及び3）、審査請求人は、本件交付申請に当たり、本件

事故による負傷又は障害の内容や程度等につき他に医学的資料等を提出しておらず、このことは、本件審査請求についても同様であって、他に本件問診票、本件診断書及び本件復命書に記載された内容等の信用性に疑義を差し挟むべき証拠書類等や事情は見当たらない。その上で、上記の本件問診票等の記載等によれば、審査請求人に係る障害の内容及び程度等については、上記（２）のイ及びウのとおり認められ、以上に述べたところによれば、処分庁が本件不交付決定をするに当たり審査請求人につきその主張するような面談等をしなかったことについても、違法又は不当ということとはできない。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

- （４）上記（２）及び（３）で検討したところによれば、本件不交付決定は、違法又は不当とは認められない。

### 3 付言

本件不交付決定の通知書には、本件不交付決定の理由として、「傷病別アフターケア実施要綱に定められたいずれの対象傷病にも該当しないため」と記載されている（上記第１の２の（５））が、この記載では審査請求人が本件不交付決定の理由を正しく理解することは困難であるといわざるを得ない。処分庁としては、アフターケア手帳の交付申請に対し、申請者が申請のあった傷病に係るアフターケアの対象者に該当しないとして手帳の不交付決定をする場合、不交付決定の通知書には、不交付決定の理由として、当該申請に係る事案の内容等に即し、当該申請のあった傷病に係るアフターケアの対象者の要件及びその意味するところを分かりやすく説明した上で、申請者がその要件のどれをいかなる理由で満たしていないのかも分かりやすく示し、アフターケアが認められるには所定の要件を満たす必要があることも含めて、申請者が不交付決定の理由をその記載自体により理解することができるように丁寧に記載することが強く求められる。

### 4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委 員 八 木 一 洋



委 員 野 口 貴 公 美  
委 員 村 田 珠 美